

令和5年3月8日

各 位

南アルプス市役所
総務部総務課

物品購入等契約約款等の一部改正について

物品購入等契約約款等について、令和5年4月1日から下記のとおり改正しますので、お知らせします。

記

1 改正理由

- (1) 国・県の建設工事標準請負契約書（約款）の取扱いに準拠するために行うもの
公共工事における更なる暴力団排除の徹底の観点から、暴力団排除条項の対象を拡大
- (2) 南アルプス市個人情報保護条例の廃止に伴うもの
- (3) その他文言の修正を行うもの

2 改正内容

(1) 国・県の建設工事標準請負契約書（約款）の取扱いに準拠するために行うもの
受注者の役員及び営業所の代表者のみならず、経営に実質的に関与している者が、自己、自社又は第三者の不正の利益を図る等の目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるときや、受注者の役員、営業所の代表者その他経営に実質的に関与している者が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき等に発注者が直ちにその契約を解除できることとした。

（物品購入等契約約款第24条、賃貸借契約約款【単年】第21条、賃貸借契約約款【長期】第21条、印刷製本請負契約約款第21条、賃貸借契約書（公用車リース）第10条の3）

(2) 南アルプス市個人情報保護条例の廃止に伴うもの

令和3年5月19日公布の「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」（令和3年法律第37号）により、個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）の改正（令和5年4月1日施行）が行われ、地方公共団体については、同日から改正個人情報保護法の適用となることに伴って、現行の南アルプス市個人情報保護条例が廃止されることとなったため、同条例についての記載を削除する。

(印刷製本請負契約約款別記第2条・第6条、複写機借入れ契約書特記事項第1条・第3条)

(3) その他文言の修正を行うもの
文言の誤記の訂正を行った。

(印刷製本請負契約約款第29条第2項、賃貸借契約約款【単年】第29条第2項、賃貸借契約約款【長期】第29条第2項)

3 施行期日

令和5年4月1日から施行し、同日以降に契約を締結する案件から適用する。